気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を 改正する法律の概要 公布日:令和5年5月12日

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、<mark>気候変動適応法</mark>を改正し、熱中症に関す る政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す特別警戒情報を法定 化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、 熱中症予防を強化するための什組みを創設する等の措置を講じるものです。

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による死亡者数の **増加傾向**が続いており、近年は、**年間1,000人を超える**年も。
- 「熱中症警戒アラート」 (本格実施は令和3年から) の発表も実施してきたが、熱中症予防の必要性は未 だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、**極端な高温**の発生リスクも**増加**すると見込まれることから、法的裏 付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。

熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移

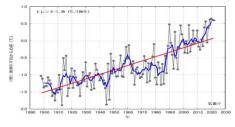


自然災害及び熱中症による死者数

	自然災害	熱中症
2017年	129人	635人
2018年	452人	1,581人
2019年	159人	1,224人
2020年	128人	1,528人
2021年	150人	755人
2022年	26人	1,477人

出典:令和5年防災白書及び人口動態統計

日本の年平均気温偏差



黒):各年の平均気温の基準値からの偏差、太線(青):偏差の5年移動平均値、直線 :長期変化傾向。基準値は1991~2020年の30年平均値。

出典:気象庁日本の年平均気温

■ 主な改正内容

ത

扙

策

ア

地

域

മ

扙

策

現状

環境大臣が議長を務める熱中症対策推進 会議 (構成員は関係府省庁の担当部局長) で熱中 症対策行動計画を策定(法の位置づけなし)

(関係府省庁:内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労 働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁)

環境省と気象庁とで、 熱中症警戒アラート を発信(法の位置づけなし) ※本格実施は令和3年から



現行「アラート」の告知画像

海外においては、極端な高温時への対策 としてクーリングシェルターの活用が進 められているが、国内での取組は限定的

• 独居老人等の熱中症弱者に対する地域に おける見守りや声かけを行う自治体職員 等が不足

気候変動適応法の改正により措置

- 熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ
- →関係府省庁間の**連携を強化**し、これまで以上に総合的かつ計画的 に熱中症対策を推進

※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ

- 現行アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ
- さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、 -段上の**熱中症特別警戒情報**を創設**(新規)**
- →法定化により、以下の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱 中症対策が可能に
- 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設 (公 民館、図書館、ショッピングセンター等)を指定暑熱避難施設 (クーリングシェルター) として指定(新規)
- →指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放
- 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体 等を熱中症対策普及団体として指定(新規)
- →地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を 徹底

<施行期日>

- 熱中症対策実行計画の策定に関する規定:公布の日から 1月以内で政令で定める日(令和5年6月1日)
- その他の規定:公布の日から1年以内で政令で定める日 (令和6年4月1日)

独立行政法人環境再生保全機構法の改正により措置

- 警戒情報の発表の前提となる情報の整理・分析等 や、**地域における対策推進**に関する情報の提供等 を環境再生保全機構の業務に追加
- ⇒ 熱中症対策をより安定的かつ着実に行える体制を確立